

農地を所有しているけど  
管理できない。  
誰かに耕作してほしい



「貸したい」農地として申込

No.	地区	土地所在	地目	面積	耕作	進捗	備考
1						途中	
2	大宮						
3	高遠						
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

→ 貸付を希望する農地の情報を発信し、  
遊休農地の発生防止・解消につなげます

個人情報に配慮した形で、ホームページ上では農地の所在・  
地目・面積のみを一覧表で掲載し、農業委員会窓口において、  
土地所在地図を確認できるようにします。

申し込みから貸し借りまでの流れ



注意事項 -あらかじめご了承ください-

- ※ 農地を耕作目的(農地として)で貸付希望する場合があります。
- ※ 現地確認の結果、貸付希望の農地として掲載できなくなる場合もあります。  
掲載期間中に荒廃が進み、現況が山林・原野と判断された場合、掲載ができなくなる場合もあります。
- ※ 農地を借りたい方にご案内はいたしますが、必ず耕作者が見つかるわけではありません。
- ※ 農地の貸付希望申込から貸借成立までの流れは、裏面をご覧ください。

まずは、  
農業委員会まで  
ご相談ください

下妻市農業委員会事務局 TEL 0296-45-8991(直通)



ホームページURL:  
<https://www.city.shimotsuma.lg.jp/page/page003133.html>

## 農地の貸付希望申し込みから貸借成立までの流れ

### 所有者等からの申込～募集

1

#### 貸付に係る必要書類を提出

貸付(耕作目的)を希望する農地について、申込書を農業委員会窓口へ提出する  
【提出するもの】 ・ 農地貸付希望申込書  
・ 個人情報の取り扱いに関する同意書

2

#### 農地借受希望者の公募

申込された農地は、現地を確認し掲載可能か判断したうえで、「貸付を希望する農地」として、情報を発信し、借受を希望する耕作者を探します  
(市ホームページ・周辺耕作者など・農業委員会窓口など)

- ※ 市ホームページの情報：毎月1日(1日が閉庁日の場合は翌開庁日)更新
- ※ 貸借成立、申請者からの取下、現地の山林・原野化するまでは掲載が継続されます

耕作者は、対象農地の情報を確認したうえで、借受を希望する場合は、「借受申出書」を農業委員会へ提出する

※ 農地を借受する際、耕作者は一定の要件を満たす必要があります

### 耕作者からの申出～貸借成立

3

#### 貸付希望者への意思確認

「借受申出書」の提出があったら、申込者(所有者等)に、借受の申出があった旨と、申出内容をご連絡します。  
複数の申出があった場合は、申出内容を確認し、申込者(所有者等)に借受者を決定していただきます。

4

#### 貸借契約

所有者等と耕作希望者の双方で合意がなされたら、農地の貸借契約を締結します

- ※ 農地の貸借契約は、原則、農地中間管理機構を活用していただきます
- ※ 農地中間管理機構を活用する場合、契約期間は10年となります。